

仕様書

- 1 目的 このスクールバス（以下「バス」という。）は、児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るため、佐賀県立唐津特別支援学校＜本校＞（以下「学校」という。）において運行するものである。
- 2 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 運行台数 中型バス1台（登下校）
※詳細は別紙2「令和7年度スクールバス運行コース（予定）」参照
- 4 運行見込日数 年間200日
- 5 運行計画 原則として、前月15日まで（4月は契約後）に、受託者へ連絡する。
なお、運行日の変更がある場合は、速やかに受託者へ連絡する。
- 6 運行の変更 運行予定を変更する場合は、原則として次の要領で行う。
中止
 - (1) 運行時刻の変更
 - <登校時>
学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
 - <下校時>
学校は学校を出発しようとする時刻の1時間半前までに受託者に連絡する。
 - (2) 運行を中止する場合
学校は当日午前6時半までに受託者に連絡する。
 - (3) 気象状況等により安全に指定された運行時間に運行できないと判断した場合は、速やかに学校と協議する。

- 7 主な業務内容 (1) バスの運行
(2) 児童生徒の乗降の介助・乗降確認・学校への引渡の確認等
 <主な内容>
 ① 添乗員等が児童生徒を抱きかかえて、または乗降口に着脱式のスロープを設置し添乗員等が車いすを押して乗降させる。
 ② 補助具等を使用する場合は、当該児童生徒の乗降の前後に、添乗員等が補助具等の取り付け、取り外しを行う。
 (補助具等が常設できる場合は、この限りではありません。)
 ③ 車内では、添乗員等が児童生徒を抱きかかえるなどして、車いすから座席、座席から車いすの乗り移りを介助する。
 ④ 車いすは、バスの走行中動くことのないよう固定する。
 ⑤ 乗務員は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないように、登校時における学校着及び下校時における最終降車場所において、すべての児童生徒が降車したことを1席ずつ一番後ろの席まで確認すること。また置き去り等の有無について、都度学校へ報告すること。
(3) 車両の管理等
(4) 緊急時等(事故や災害時)の連絡・対応等
- 8 乗車予定人数 知的障害及び身体障害のある児童生徒25名程度。なお、人数は見込数であり、増減する可能性有。
- 9 運行車両 (1) 車種は、中型バス(27席以上)とする。ただし、補助席は除くものとする。また、バスには、折り畳み式車椅子が1台以上収容可能なトランクがあるものとする。
(2) 乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実に行われるようにするため、こども家庭庁が公表している「送迎用バス置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備すること。学校から貸与を受ける場合は、スクールバスへの取り付け、取り外しにかかる費用は受託者負担とする。委託期間終了後、安全装置を学校に返却すること。なお、委託先事業者が自費で安全装置を購入してバスに装備することは妨げない。
(3) 運行バスは、ノンステップバスとする。ただし、ノンステップではない場合、ステップなどの補助器具を準備する。
(4) 学校と乗務員の連絡手段として、専用のスマートフォンを1台用意する。

- 10 乗務員等 (1) 受託者は、運転手1人、添乗員1人を配置する。
(2) 乗務員は、運行業務の職責の意識を高め、障害のある児童生徒への理解を深めるため、契約後、運行開始までに県教育委員会及び学校等が実施する研修会を受講する。
(3) 添乗員は、児童生徒の乗降の介助・確認、見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。
- 11 委託契約に含まれる経費
(1) 乗務員の雇用及び研修会や本校での連絡会に関する経費
(2) 車内介助、嘔吐物等処理及び清掃に要する一切の費用
(3) 燃料代及び整備費用
(4) 車両の故障、事故、整備期間中の代替輸送に要する費用
(5) 任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険傷害補償）の加入に要する費用
(6) バス運行に係る連絡用スマートフォン等の費用
- 12 運行状況報告 受託者は、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月10日までに学校長へ別紙3「運行実績報告書」により報告する。
- 13 請求及び支払 受託者は、当月分について、翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
毎月請求及び支払金額は、年間契約金額（消費税及び地方消費税含む）を12月で除した金額とする。
- 14 運行経路等 年度途中で道路工事及び保護者等の要望によりコース変更が必要となった場合、経路の再設定について協議するものとする。
- 15 個人情報の保護 受託者は、業務を履行するに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙5「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 16 その他 (1) 受託者は、任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険車傷害補償）に加入すること。なお、契約後、加入を証する保険証の写しを学校側に提出し、保険の契約更新時も同様とする。
(2) 運行開始日から安全装置を装備するまでの間、または車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなどの代替措置を講じなければならない。
(3) 受託者は、10(2)で記載する研修会とは別に、必要に応じて学校側と連携し、児童生徒のスクールバス利用に向けた試乗体験や本校との連絡会を行う。